

南房総市新規就農者支援事業補助金交付要綱

平成25年3月28日

告示第49号

改正 平成25年11月28日告示第189号

平成29年3月29日告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、新規就農者の確保及び育成を図り、地域農業の振興と農村地域の活性化に資するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、南房総市補助金等交付規則（平成18年南房総市規則第45号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業経営 農業生産のほか、農産物加工、農家レストラン及び農家民宿等の関連事業をいう。
- (2) 営農 農業生産に必要な農作業に原則150日以上従事することをいう。
- (3) 就農 営農するための準備行為又は営農を開始することをいう。

(補助事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 就農研修支援事業 次に掲げる事業をいう。
 - ア 農業経営体育成セミナー
 - イ 先進農家等研修
 - (2) 研修生受入支援事業
 - (3) 経営自立安定支援事業
- 2 補助事業に係る補助対象者、補助対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、市営住宅使用料、水道料、保育園保育料、幼稚園保育料、介護保険料、奨学資金又は学校給食費（以下「市税等」という。）を滞納している者

（交付等の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、新規就農者支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項第2号の補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による申請日以前に研修機関認定申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、研修機関認定申請書の提出は、就農に向けて市が就農に有効と認める研修を実施する市内の先進農家又は先進農業法人等（以下「研修機関」という。）の認定を受けた日から起算して5年間は、省略することができる。

（交付等の決定）

第5条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、補助事業（第3条第1項第1号ア及び同項第2号の補助事業を除く。）に係る前条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による申請については、南房総市担い手育成総合支援協議会の意見を聴くものとする。ただし、第3条第1項第1号イ及び同項第3号の補助事業に係る前条に規定する申請が、当該申請をした日の属する年度以前から継続した内容で実施するときは、南房総市担い手育成総合支援協議会に報告するものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、必要に応じて面接等を行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、補助金の交付を決定したときは新規就農者支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、交付しないと決定したときは新規就農者支援事業補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、研修機関の認定の可否については、新規就農者受入研修機関認定（不認定）通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（変更承認の申請）

第7条 前条第1号の規定による承認を受けようとするときは、新規就農者支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、新規就農者支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は第5条の規定による決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、新規就農者支援事業実績報告書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、交付すべき補助金の額を新規就農者支援事業補助金交付額確定通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第5条の規定により通知した交付

決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、規則第15条の補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払いの請求をしようとするときは、規則第16条第2項の交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が、次の各号に掲げる事由に至ったときは、第5条の規定により決定した補助金の交付決定を取り消し、新規就農者等支援事業補助金交付取消通知書（別記第10号様式）により遅滞なく補助事業者に通知しなければならない。

- (1) 偽りその他不正の行為により、補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 市税等を滞納したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交付要件に該当しなくなったとき。
- (6) 補助金の交付を辞退するとき。

(補助金の返還)

第13条 前条の規定により補助金の交付を取り消された補助事業者は、交付を受けた補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(補助金の返還免除)

第14条 市長は、前条の規定により補助金を返還しなければならない補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき。
- (3) 災害その他特別な事由により、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、補助金の返還免除を希望する者は、新規就農者支援事業補助金返還免除申請書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による提出あったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を新規就農者支援事業補助金返還免除可否決定通知書（別記第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還免除の基準）

第15条 前条に規定する補助金の返還の免除は、次の各号の区分に応じ、該当各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 死亡した者 未返還金の全部

(2) 精神に著しい障害が生じ、日常生活支援を要する者 未返還金の全部

(3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる3級又は4級の障害に該当する者 未返還金の3分の2

(4) 災害その他特別な事由により、返還することが困難であると市長が認める者 未返還金の全部又は3分の2

（補助事業の休止等）

第16条 補助事業者は、病気又はやむを得ない理由により補助事業（第3条第1項第1号の補助事業を除く。）を休止するときは、新規就農者支援事業休止申請書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、補助事業の休止の可否を新規就農者支援事業休止可否決定通知書（別記第14号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助事業の休止の決定を受けた補助事業者は、補助事業を再開するときは、新規就農者支援事業再開届（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（氏名等の変更届）

第17条 補助事業者は、氏名、名称又は住所に変更があったときは、速やかに補助事業者氏名等変更届（別記第16号様式）を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第18条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、補助事業者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(検討)

2 市長は、この告示の施行後、3年を越えない範囲内において、この告示の施行状況、社会情勢の変化その他の状況を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成25年11月28日告示第189号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別表 (第3条関係)

補助事業名	補助対象者	補助対象経費	補助額等
就農研修支援事業			
農業経営 体育成セ	市内に住所を有する者であって、千葉県が安房地	(1) 研修に係る経費 (2) 就農又は生産の準備	農業経営体育成セミナー受講1年度当た

ミナー	域の者を対象として実施する農業経営体育成セミナーにおいて研修を受けるもの	に係る経費 (3) 研修生活に係る経費 (家賃、光熱水費、燃料費、消耗品費等)	り5万円とし、3箇年度を限度とする。
先進農家等研修	原則55歳以下で市内に住所を有する者であつて、研修機関において経営及び技術研修を受けるもの		研修機関の研修受講1箇月当たり5万円とし、24箇月を限度とする。
研修生受入支援事業	就農に向けて必要な技術及び知識を就農希望者に習得させることのできる研修機関	研修に係る経費	研修生1人当たり月額3万円とし、24箇月を限度とする。
経営自立安定支援事業	概ね55歳以下の者であつて、市内に住所を有する就農後3年以内で今後5年以上市内に居住及び営農するもの	(1) 農地、農業用施設及び農業機械等の取得又は賃借に係る経費 (2) 生産に係る経費 (3) 営農生活に係る経費 (家賃、光熱水費、燃料費、消耗品費等) (4) 前各号に掲げるもののほか、農業経営の確立及び改善に必要な経費	(1) 非農家出身者 1年目 1箇月当たり5万円 2年目 1箇月当たり3万円 (2) 農家出身者 1箇月当たり3万円とし、12箇月を限度とする。

